

佐賀労働局総務部労働保険徴収室における労働保険料の
口座振替に係る口座情報の漏えいについて

令和6年12月27日

佐賀労働局（局長 城 寿克）は、佐賀労働局総務部労働保険徴収室（以下「徴収室」という。）における労働保険料の口座振替に係る個人情報の漏えいについて、下記のとおり確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 事案の概要

徴収室において、A労働保険事務組合（以下「A事務組合」という。）から口座振替の緊急停止の申し出を受け、口座振替の一部停止依頼書（以下「依頼書」という。）を徴収室職員B（以下「職員B」という。）が受理した。

これに先立ち、C労働保険事務組合（以下「C事務組合」という。）からも依頼書を受理していたところ、A事務組合の口座振替用口座を管理する金融機関へ依頼書をメール送信する際、職員Bが誤ってC事務組合の依頼書を添付して送信するという事案が発生した。

依頼書には、C事務組合の口座番号などの口座情報並びに組合長及び担当者の氏名が記載されていた。

2 事案経過等

- (1) 令和6年11月13日13時40分頃、職員Bあてに、A事務組合より電話で口座振替の緊急停止の申し出があった。これに対して、職員Bは、依頼書をメールにて送るよう伝達した。
- (2) 13時58分頃、A事務組合よりメールを送った旨の電話連絡を職員Bが受けた。
- (3) 14時3分頃、職員Bは、メール受信フォルダの一番上のメールに添付された依頼書を取り出し、金融機関に同依頼書を添付の上、メール送信した。
- (4) 14時5分頃、職員Bは、金融機関に送付したメールの添付書類を確認したところ、C事務組合の依頼書であったことが判明した。
- (5) 職員Bは、金融機関へ電話で連絡し、当該メールの削除を依頼。併せて、改めてA事務組合の依頼書を送信した。
- (6) 15時頃、労働保険徴収室長補佐が、C事務組合に対し、電話により経過の連絡。直接、経過の説明と謝罪を行いたい旨を申し入れたが、直接の説明等は不要とのことで了解を得た。

3 発生の原因

- (1) メール送信先（宛名）と添付ファイルの確認を行わなかった。
- (2) 個人情報が記載されたファイルをメールで送信する際に、当該ファイルを暗号化（パスワード設定）していなかった。

4 再発防止策

- (1) 外部にメール送信する時は、宛先・メール本文・添付ファイルに誤りが無いか、これらが内容として整合しているか（宛先とメール本文・添付ファイルとが一致しているか／正しい宛先に送るべき内容のメール本文・添付ファイルとなっているか）を複数名で確実に確認したうえで送信する。
- (2) 個人情報が記載されたファイルを添付したメールを送信する場合、当該添付ファイルにパスワードをかけたものを添付して送信するとともに、パスワードは別途送信する。
- (3) 11月25日に、労働保険徴収室長から、外部へメールを送信する際は①宛先及び添付ファイルについて複数名で確認、②個人情報が記載された添付ファイルへのパスワード設定必須であることを室内の全職員に改めて周知し、併せて情報漏えい防止に係る基本的動作及び再発防止の徹底を指示した。
- (4) 12月3日に、労働保険徴収室職員の全端末に「メール送信時は、送信先及び添付書類を複数人で確認！」という旨を記載した注意喚起のシールを貼った。
- (5) 今後できる限り速やかに、佐賀労働局総務部長から、個人情報を適正に管理し、再発防止に万全を期すよう文書による注意指導を局内全課室長及び全署所長あて行うこととしている。

【担当】

佐賀労働局総務部労働保険徴収室長
山下 晶澄（電話 0952-32-7168）
同総務部総務課長
園田 香織（電話 0952-32-7180）